

各私立幼稚園・認定こども園設置者 様  
(施設型給付園を含む)

大阪府教育庁私学課長

令和3年度文部科学省私立学校施設整備補助金の二次募集について(照会)

標記について、文部科学省より二次募集の通知がありましたので、応募される幼稚園におかれては、下記により回答してください。

**※ 応募しない幼稚園は回答不要です。**

**※ この照会への回答をもって、補助金の交付を決定するものではありません。**

記

1 対象園

学校法人が設置する私立幼稚園(施設型給付園を含む)、幼稚園型認定こども園

2 対象事業

私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱に定められる以下の事業。

○耐震補強(Is値0.3未満、又はIw値0.7未満のものに限る)、非構造部材の耐震対策

○感染症対策に伴う増築

○改築

…耐震性不足(Is値0.3未満、又はIw値0.7未満のものに限る)、預かり保育事業等の実施に伴う改築

○屋外教育環境整備(新增改築と原則同一年度に行われるものに限る)

○内部改修工事

**※上記以外の事業については今回募集を行いません。**

※事業要件等については、別添「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)交付要綱」、「私立幼稚園施設整備費補助の概要(令和3年度)」及び「令和3年度私立幼稚園施設整備費補助金における補助メニューの概要」をご覧ください。

3 応募条件

**・事業着手(工事契約の締結)していないこと**

・交付要綱等で定められた、補助要件等を満たすこと

4 提出先・提出資料等

**【提出書類】 2点**

大阪府HPより様式をダウンロードのうえご記入頂き、メールにてご提出ください。

・02\_【幼稚園番号・幼稚園名】令和3年度事業計画一覧(二次募集)

・03\_【幼稚園番号・幼稚園名】令和3年度補助金計算書(予定)

**※ ファイル名には必ず【幼稚園番号・幼稚園名】を記入して提出してください。**

≪大阪府HP(幼稚園への通知・照会)≫

通知番号44番【令和3年度文部科学省私立学校施設整備補助金の二次募集について】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/youchien/tuuchi.html>

**【提出先】**大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ

提出先アドレス：[shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp)

**【提出期限】**令和3年6月7日(月)まで

※期限内に提出がない場合は、事業応募なしとみなします。

## 5. 令和3年度に交付決定する新增改築時の構造別単価

構造	m <sup>2</sup> あたり単価
R、耐S、W	202,000円
S	177,900円

## 6 補足

- 改築（耐震）、耐震補強の区分で提出する事業については、事業計画一覧の Is 値又は Iw 値記入欄を必ず記入してください。なお、事業計画書提出時 Is 値又は Iw 値が確認できる書類（耐震性判定表等）の提出を求めますので正確な値を記載してください。
- 非構造部材の耐震対策については、建築基準法第12条に基づく調査及び点検（以下、「建築基準法点検」という。）又は建築基準法点検と同程度の専門的な点検における項目（特に、災害発生時に落下・倒壊等により人的被害が懸念される項目）に係る耐震対策を実施する事業について優先的に採択を行う予定である旨連絡がありました。
- 預かり保育事業等とは、子ども・子育て支援法第7条第10項第5号に規定する事業（預かり保育事業）及び同法第6号に規定する一時預かり事業（私立幼稚園の施設において行うものに限る。）を指します。
- 預かり保育等の実施に伴う事業については、事業計画書提出時に預かり保育等の実施の確認が出来る書類（園児募集要項や子ども・子育て支援法第58条の11第1号に基づき市町村が行う確認の公示等）の提出を求める予定です。
- 内定前の事業着手（契約締結）があった場合は、補助対象外です。**  
事業着手とは、工事契約の締結のこととしており、工事契約前の着手金の支払いなど、事実上事業の一部に着手しているような場合も事業着手に該当しますので、御留意ください。
- 単年度事業のため、原則、令和3年度内に工事を完了するようにしてください。

## 7 注意事項

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱第7条において、補助事業の遂行については、公正かつ最少の費用で最大の効果を上げ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、本事業に係る業者選定に当たっては（1）、（2）のとおり行うこととし、また、事業経費が適正かどうかについては、（3）、（4）、（5）を踏まえ、特に留意すること。

- （1）原則、国又は、地方公共団体の契約方法（別添「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」参照）にならい、入札等の競争性のある契約方法により契約の相手方及び契約金額を決定してください。
- （2）入札によらない場合であっても、3社以上の業者による見積り合わせにより決定してください。ただし、やむを得ずこれらの方法によることができない場合は、当該やむを得ない理由及び契約金額の適正性について、理由書（様式自由）に具体的に記入して頂く必要があります。
- （3）補助対象事業については、原則事業区分ごとに採択等を行います。各事業区分で対象となる経費はその目的に沿った整備に係る経費であり、それ以外の経費については補助対象外経費として適切に取り扱ってください。いずれの事業区分においても、補助金の対象経費となるのは、「本体工事」と本体工事に伴い必要となる「関連工事」です。本体工事は各事業の目的を達成するための施設整備を指し、関連工事は本体工事の施工に係る必要最低限の範囲（現状復旧等）を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、関連工事とはなりません。
- （4）補助対象外の工事や補助対象施設とは別の施設の工事とあわせて事業を行う場合は、合理的な方法により総事業費から補助対象事業費を適切に算出してください。

(5) 新築・増築・改築事業における保有面積・建築面積には、壁（腰壁は除く）や建具などにより風雨を防ぐことができない部分の床面積は含めることができません。

#### 9 今後の予定

- ・ 文部科学省による事業の選定・事業計画書提出依頼 : 7月上旬頃
- ・           "                            内定・交付決定 : 各事業の実施予定時期による

<大まかな流れ> 文部科学省より事業採択の通知 ⇒ 事業計画書提出 (※)  
⇒ 文部科学省より内定予定 ⇒ 事業着手 (契約)

#### (※) 事業計画書の提出について

- ・ 今回事業計画一覧等をご提出頂いた後、文部科学省により事業の確認が行われ、事業計画書の提出を求める事業が選定されます。選定された事業については、後日、下記のとおり書類の提出を依頼させていただきます。なお、選定をもって事業の採択が内定するわけではありません。

#### 【必要書類】

現況図面、建築図面、写真、対象建物の面積がわかる書面（建築確認申請書、登記簿謄本等）、工事見積書（内訳明細書）、工事工程表、資金計画書、耐震性能判定表、その他私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱第4条第1項に定める資料 など

#### 10 問い合わせ先

大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 担当：岩崎  
TEL 06-6210-9273 FAX06-6210-9276